

令和5年度 農業水利施設外来水生植物侵入防止対策緊急支援事業 実施要領

第1 趣旨

この要領は、ナガエツルノゲイトウの農地における繁茂拡大を防止するため、農業用水の取水口に侵入防止フェンスを設置する農業水利施設外来水生植物侵入防止対策緊急支援事業（以下、「本事業」という）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の対象施設

本事業の対象施設は、ナガエツルノゲイトウの繁茂が確認されている栄橋（利根町布川）より下流の利根川流域、新利根川流域、破竹川流域、横利根川流域、常陸利根川流域、鰐川流域、前川流域及び霞ヶ浦、北浦に設置されている農業用水の取水口とする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度の本実施要領が適用された日から令和6年3月31日までとする。

第4 事業の実施主体

本事業の実施主体は、土地改良区、市町村等とする。

第5 事業内容

農業用水の取水口1箇所につき、侵入防止フェンス1基の設置費用（資材費及び設置手間）を支援することで、ナガエツルノゲイトウの農地における繁茂拡大を防止する。

第6 事業の実施

1 事業計画の申請及び承認

- (1) 事業主体は、「農業水利施設外来水生植物侵入防止対策緊急支援事業実施申請書」（以下「実施申請書」という）（様式第2号）を作成し、所管する農林事務所長（以下、「所長」という）に対し、申請するものとする（様式第1号）。
- (2) 所長は、実施申請書を審査し、適当と認めるときは、様式第3号により、事業主体に対し承認の通知をするものとする。

2 実施申請書の変更

1の(2)において承認された実施申請書を変更しようとする場合は、様式4号により、所長に提出するものとする。ただし、次に掲げるもの以外の軽微な変更についてはこの限りではない。

- ア 補助対象経費の20パーセント以上の変動
- イ 事業実施主体の変更

第7 助成措置

県は、予算の範囲内において、別に定める農業水利施設外来水生植物侵入防止対策緊急支援事業補助金交付要項に基づき、費用を補助する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

付 則

この要領は、令和5年12月25日から適用する。